

地方独立行政法人京都市立病院機構役員報酬等規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の役員
の報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるもの
とする。

（報酬の種類）

第 2 条 役員の報酬は、常勤の役員については基本報酬、業績報酬及び通勤手当とし、
非常勤の役員については基本報酬及び通勤手当とする。

（常勤の役員の基本報酬及び業績報酬）

第 3 条 常勤の役員（法人の職員を兼ねる者に限る。）の基本報酬及び業績報酬の額は、
基本報酬及び業績報酬の合計額が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額を
超えない範囲内において、理事長が定める。

(1) 理事長 年額 19,000,000 円

(2) 理事（医師である者に限る。） 年額 18,000,000 円

(3) 理事（医師である者を除く。） 年額 14,000,000 円

2 業績報酬の額は、基本報酬及び業績報酬の合計額の 3 割に相当する額を超えないも
のとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、業績報酬の額については、法人の業務の実績、その者
の業績等を勘案し、これらの規定により理事長が定める額を、その額の 2 割の範囲内
において、増額し、又は減額することができる。

（非常勤の役員の基本報酬）

第 4 条 非常勤の役員の基本報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げ
る額とする。

(1) 理事 日額 30,000 円

(2) 監事 月額 50,000 円

（通勤手当）

第 5 条 通勤手当の額は、法人の職員の例による。

（退職手当）

第 6 条 常勤の役員が退職したときは、退職手当を支給する。

2 退職手当の支給は、任期ごとに行う。

3 退職手当の額は、退職の日が属する月におけるその者の基本報酬の月額に在職年数
を乗じて得た額に 1.5 を乗じて得た額とする。

4 退職手当の額については、法人の業務の実績、その者の業績等を勘案し、前項の規
定による額を、その額の 2 割の範囲内において、増額し、又は減額することができる。

（重複支給の禁止）

第 7 条 役員が法人の職員を兼ねる場合は、職員としての給与その他の給付は、支給し
ない。

（委任）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、報酬等の支給に関し必要な事項は、理事長が定
める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。